

専門実践教育訓練給付金について

専門実践教育訓練給付金のご案内

信州大学大学院農学専攻 地域共生マネジメントプログラムでは、厚生労働大臣より「専門実践教育訓練指定講座」の認定を受けています。

地域共生マネジメントプログラムに入学する方で、雇用保険「専門実践教育訓練給付」の支給対象者（受給資格者）の条件を満たす方は、ご自身でハローワークに申請することにより、お支払いいただいた学費の最大 70%（最大 56 万円）を受給することが可能です。

なお、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して 5%以上上昇した場合、教育訓練経費の 10%がさらに追加で支給されます。この場合、学費の最大 80%の給付金（最大 64 万円）を受けることが可能です。

入学料	授業料 (1 年間)	学費 (入学金+授業料)	専門実践教育 訓練給付金	実質負担金	修了後、賃金が 5%以上 上昇した場合の追加給付
282,000 円	535,800 円	817,800 円	56 万円	257,800 円	8 万円

制度に関する詳細は、厚生労働省ウェブサイト等にて確認してください。

厚生労働省ウェブサイト→https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

専門実践教育訓練給付金のご案内リーフレット→ <https://www.mhlw.go.jp/content/001529622.pdf>

教育訓練給付金支給申請手続き

ご自身が受給資格者に該当するかの確認については、ハローワークへ支給要件照会を行ってください。

1. 手続きの場所

手続きは本人が、ご自身の住居所を管轄するハローワークにて行います。

2. 受講前の手続きについて

この手続きは、キャリアコンサルティングを受けた上で、**受講開始日の 2 週間前**(令和 9 年 3 月 17 日頃)までに
行う必要があります。リーフレット 8 頁目〈受講前の提出書類〉を揃え、ご自身の住所を管轄するハローワークに
て、直接申請してください。この手続きに必要な書類で、大学から発行されるものではありません。

3. 入学後の支給申請について

受講開始日(入学)から 6 か月ごとの定められた期間内にハローワークで支給申請手続きを行ってください。(令和 9 年 10 月, 令和 10 年 3 月)この申請により、半年ごとの自己負担分の 50%(年間上限 40 万円)が支給
されます。

提出書類のうち、「受講証明書又は専門実践教育訓練修了証明書※」及び「領収書」については、信州大学が
発行し、ご本人にお渡しします。※履修した単位(修了要件 30 単位)は全て修得する必要があります。

4. 修了後 1 ヶ月以内に行う手続き

修了日の翌日から 1 ヶ月以内に、「専門実践教育訓練修了証明書」等の必要書類を揃え、ハローワークに支給
申請手続きを行ってください。この申請により、入学から修了までの自己負担額総額の 20%が追加で支給され
ます。(上限 16 万円)追加給付を受けることができるのは、1 年間で学位を取得し、かつ修了した日の翌日から
1 年以内に一般被保険者として雇用されている場合です。

注意事項

- ・本制度を利用する場合には、1年間で本プログラムを修了する必要があります。
- ・この制度を利用する方自らが手続きを行うものです。申請期限にご注意ください。
- ・明示書はプログラムウェブサイトに掲載しています。

下記は、**ハローワークにて確認・手続きする際に必要な情報**です。

信州大学大学院 総合理工学研究科 農学専攻 地域共生マネジメントプログラム

指 定 番 号: 【2010023-1920011-5】

教育訓練施設の名称: 【信州大学大学院 伊那キャンパス】

教育訓練講座名: 【総合理工学研究科農学専攻 地域共生マネジメントプログラム】

受講開始年月日: 【令和9年4月1日】

受講修了年月日: 【令和10年3月20日】

実 施 方 法: 通学, 訓練期間: 12か月

お問合せ

信州大学農学部 学務グループ教務担当

〒399-4598 長野県上伊那郡南箕輪村 8304

電 話 0265-77-1321

メー ル ngakumu@shinshu-u.ac.jp

窓 口 平日 8 時 30 分～17 時